

研究

現代日本企業税制の諸要因

藤岡純一

目次

序章

第一章 現代日本企業税制と日本資本主義

第一節 時期区分と企業減税の諸特徴

第二節 企業減税と日本資本主義

第二章 シャップ勧告の歴史的意義と現代日本企業税制

第一節 体系性・公平・合理性の「勧告」における崩壊と資本蓄積

一 法人擬制説と内部留保

二 「勧告」の体系性とキャピタル・ゲイン課税

三 「勧告」の公平

四 「勧告」の合理性

五 「勧告」の基本的性格

第二節 現代日本企業税制の諸要因とシャップ勧告の意義

一 シャップ勧告の基本的性格と歴史的意義

二 税制形態と日本資本主義

第三節 むすび

序章

本稿の課題は、現代日本企業税制の諸要因をシャップ勧告との係りで説明することにある。企業税制についての研究は数多く発表されているが、その諸要因についての検討は、まだ充分になされていないとは言難いようである。本稿は、現代日本企業税制の諸要因を説明するための一つの準備作業である。

現代日本企業税制を規定している諸要因の第一は、具体的な日本資本主義の発展であり、それに規定されて、企業税制形態が一定の変化・発展を遂げてきたということである。この日本資本主義の発展との係りで税制形態の変化を考察する方法は、部分的には、これまでの研究成果の中に見られるのであるが、日本資本主義の全体像の中で税制形態の変化を考

察しようとする試みは、ほとんど皆無であると言つて過言ではない。

これまでの日本税制研究における主要な方法は、国際比較によつて日本税制の特徴を説明する方法と、税制形態の特徴を不公平税制という観点から整理する方法に大別されると思われる。国際比較による方法は、形態の特質説明のために一定の意義があると考えられるが、この方法では、その形態を規定している諸要因を科学的に説明することはできないのである。租税制度は、それぞれの国における資本主義発展の特徴に規定されているがゆえに、資本主義発展の特徴に基づくものとしての制度把握ができないということである。このことは、換言すれば、これまでの租税論が日本資本主義論の一角としての租税論たりえなかつたということであるが、同時に、単なる国際比較による方法では、先進資本主義国に共通の租税現象をその規定要因まで掘り下げて分析することができないがゆえに、現代資本主義論の一角としての租税論たりえないといふことができる。

現代日本企業税制を不公平税制であるとして批判する方法⁽¹⁾は、税制研究において重要な課題を含んでいる。現代日本企

現代日本企業税制の諸要因（藤岡）

業税制が極めて逆進的な税制構造を有していることは、諸々の研究によつて明らかにされている。しかしながら、そのような不公平がどのような日本資本主義の諸条件の中で形成されてきたかという点に関しては、必ずしも十分に説明されてはいない。このことの説明は、不公平税制を是正するための諸条件の解明と表裏一体であるがゆえに、極めて重要な課題と言わなければならない。

本稿では、日本資本主義の発展に規定された企業税制形態の変化を、次の三つの観点、すなわち、主力工業構成の変化・独占資本集団の集中・「高度成長」から「低成長」への転換という観点から考察する。言うまでもないが、これらの三つの観点は、別々に切り離して取扱われるべきものではなく、それぞれの相互連関のうちに解明されるべきものである。このような観点によつて考察された一定の結論は、企業税制形態が、日本資本主義の発展によつて規定されていると同時に、その形態がすでにシャープ勧告の中に端緒として存在するということである。

現代日本企業税制を規定している第二の要因は、内部留保優遇を認めた法人擬制説としてのシャープ勧告である。シャ

ウブ勧告についての研究は数多く発表されているが、その歴史的位置づけについては、いまだ一致を見るにいたっていないようである。シャウブ勧告の歴史的立場づけについての主要な見解は、その後の税制の変化をシャウブ勧告の崩壊過程として位置づけているのであるが、その見解は、シャウブ勧告が極めて体系的・合理的・公平な税制であるという認識を基礎としている。したがって、シャウブ勧告が現代日本企業税制を規定しているとする筆者の見解は、そのような認識に対する批判を含むものである。その批判に際して重要なことは、シャウブ使節団の主観的意図にかかわりなく、客観的には、「勧告」内部で崩壊しているということである。

シャウブ勧告によって確立された日本の企業税制は、内部留保優遇を認めた法人擬制説であるという基本的性格を有するのであるが、日本資本主義の発展につれて、そのとる形態は一定の変化を遂げるものの、基本的性格については、朝鮮特需期・「高度成長」期・「低成長」期の現代にいたるまで貫ぬかれているのである。しかも、形態そのものについても、低税率と「近代会計理論」および法人間配当益金不算入によ

る内部留保優遇の措置は、端緒としてシャウブ勧告にすでに存在するのであり、その措置が日本資本主義の発展に規定されて、拡大または一定の縮小がなされてきたのである。

現代日本企業税制の諸要因は、シャウブ勧告と日本資本主義の発展との二つに限られるわけではなく、一定の税収の確保、あるいは、増収見込みによる減税という側面を含むことは言うまでもない。しかし、増収の必要あるいは増収見込みによる減税も、日本資本主義の発展に規定されているものであり、そのようなものとして、諸要因に数えられなければならない。⁽³⁾

(1) 例えば、谷山治雄著『租税政策論』一九六九年発行、和田八束著『現代租税論』一九七〇年発行、を参照されたい。

(2) 林健久「シャウブ勧告と税制改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革』第七巻、一九七四年発行、所収。
佐藤進「法人税原理の変遷」、西野嘉一郎・宇田川璋仁編『現代企業課税論』一九七七年発行、を参照されたい。

(3) 本稿は日本財政学会第三十四回大会（一九七七年一〇月一五・六日、京都大学に於て）報告研究の成果である。

第一章 現代日本企業税制と日本資本主義

第一節 時期区分と企業減税の諸特徴

現代日本企業税制の諸要因の第一は、日本資本主義の発展であるが、日本資本主義の発展との係りで企業税制形態を考察する前提として、まず、企業税制形態、とくに企業減税形態について、その変化と特徴を概括しておく必要がある。

戦後日本の企業減税の変遷は、シャウブ勧告によって基本構造が確立されて以降、大きく三つの時期に分けることができる。第一は朝鮮特需期（一九五〇～一九五四）であり、貸倒準備金・価格変動準備金・退職給与引当金・特別償却等の損益計算を通じる減税が大きく導入された時期である。この時期の特徴は、何よりも、税率による減税ではなく、損益計算を通じる減税に重点が置かれていたことである。表Ⅰは企業減税による減収額の推移を示したものであるが、税率引下げによる減収は一九五五年以降であり、この時期にはそれによる減収はない。それに対して、損益計算を通じる企業減税は、一九五四年で四五二億円に達している。表Ⅱは、利益金に占

現代日本企業税制の諸要因（藤岡）

める製造業の減税構造を示したものであるが、この表でも、朝鮮特需期における特徴が、諸引当金による利益増にあることがわかる。一九五〇～五四年の諸引当金による利益増は一四二億円（すべて各年度下期の額）に達している。

第二の時期は、一九五五年から一九六九年の一五年間であり、「高度成長」期と呼ばれている時期である。この時期には、配当軽減措置を含む税率引下げによる企業減税と、耐用年数改訂を中心とする減価償却に、企業減税の重点が置かれている。法人税率は、一九五四年に四二%であったものが、一九五五年に四〇%、一九五八年に三八%、六五年に三七%、六六年に三五%（規模別軽減税率を除く）と漸次引下げられている。法人税率による減収額は表Ⅰによると一九六九年には四〇一七億円に達し、特別措置企業減税額合計をはるかに上回っている。配当軽減による減税措置は一九六一年に設けられたのであるが、その年には支払配当に対する税率は二八%に引下げられ、さらに一九六四年には二六%にまで引下げられている。配当軽減による減収額は表Ⅰでは充分に表れていないが、多額にのぼっている。また、表Ⅱでは、各減税項目の比重が明確になっているが、配当軽減措置を含む税率引下げ

表I 減収額の推移

(億円)

減収項目	年度																				
	1990	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
税率引下げによる減収						96	130	182	325	411	604	790	867	963	1,101	1,253	2,063	2,616	3,184	4,017	3,667
配当軽減課税												359	433	522	703						
小計						96	130	182	325	411	604	1,149	1,300	1,485	1,804						
貸倒準備金	5	5	20	80	80	80	100	65	70	115	165	145	180	130	25	50	90	100	13	19	20
価格変動準備金			60	100	120	100	120	80	50	113	140	115	130	40		90					
退職給付引当金			40	80	100	120	20	25	40	130	165	225	160	195							
輸出所得の特別控除								47	40	35	45	125	100	225							
輸出割増償却												110	195								
海外市場開拓準備金															117	115	156	165	252	362	548
合理化機械等及び重要機械等の特別償却															114	120	79	65	80	101	150
重要機械等の輸入関税の免税				11	30	40	25	25	25	60	100	90	80	90	97	110	90	112	131	167	232
新規重要物産所得の免税				4	10	20	20	30	35	50	60	94	90	90	85	59	44	42			
資本構成の是正				5	20	40	45	20	30	45	45	52	18	18	7						
試験研究費の税額控除																	96	45	37	55	130
特別措置企業減税合計	10	42	228	459	522	548	541	460	517	717	908	950	1,018	889	817	830	886	873	955	1,194	1,638
関税還付金														27	44	61	105	82	58	83	94
石油化学原料用揮発油等に係る関税還付金														14	22	29	36	41	48	65	78
耐用年数改訂												254			411		150				
受取配当益金不算入による免税			60			75	135	158	146	171	302	343	387	433	488	476	561	698	849	983	

(注) 税率引下げによる減収額は次のようにして計算した。法人税収入額(決算)×⁴²⁻法人税率

配当控除による減収額は、税制調査会「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申及びその審議の内容と経過の説明」昭和39年12月、P.137より転載。昭和40年以降は不明。
 租税特別措置による事項別減収額は河合信雄編「現代企業税制批判」付属資料より転載。
 関税還付金は「財政金融統計月報」197号 p.74, 75 及び 246号 p.60, 61 より転載。

受取配当金は不算入による免税は、「国税庁統計年報書」および「税務統計からみた法人企業の実態」より転載。但し、この数字は受取配当益金不算入額に22%を乗じたものである。なお、1960年、51年、53年、54年、56年は不明。耐用年数改訂による減税は「財政金融統計月報」No. 116、150、174より。

表Ⅱ 製造業における減税の構成 (億円, %)

	1950～ 1954	55～59	60～64	65～69	70～74
経常利益金+減税額	3,181	6,547	16,269	35,133	53,386
税率引下げによる利益増		184	1,021	2,390	3,012
耐用年数改訂による利益増			728	2,440	4,658
特別減価償却による利益増			(44)	900	543
諸引当金による利益増	142	129	278	1,259	2,460
プレミアム無税による利益増		60	460	109	1,534
経常利益金+減税額	100.0				
税率引下げによる利益増		2.8	6.3	6.8	5.6
耐用年数改訂による利益増			4.5	6.9	8.7
特別減価償却による利益増			(0.3)	2.6	1.0
諸引当金による利益増	4.5	2.0	1.7	3.6	4.6
プレミアム無税による利益増		0.9	2.8	0.3	2.9

- (注) 1) 三菱経済研究所「企業経営の分析」より筆者が作成。すべて下期の数字である。
 2) 税率引下げによる利益増は次のようにして計算した。
 $\text{当期利益金} \times (42\% - \text{法人税率}) + \text{支払配当金} \times (\text{法人税率} - \text{配当軽減税率})$
 3) 耐用年数改訂による利益増は、減価償却額における機械設備と工場建物の比を3.2:1(1961～63年), 2.6:1(1964～65年), 3.1:1(1966～)として計算された耐用年数改訂による各年度減価償却増加額に42%を乗じて算出した。
 4) 特別減価償却による利益増は、特別減価償却引当金および準備金の各期増加額に42%を乗じて算出した。但し、1963年より記載されている。
 5) 諸引当金による利益増は、各期諸引当金の増減額に42%を乗じて算出した。なお、1963年以降は、特別償却引当金・準備金の増加額を差し引いてある。
 6) プレミアム無税による利益増加額は資本準備金の各期増減額に42%を乗じて計算。

による利益増は、一九五五～五九年には二・八%、一九六〇～六四年に六・三%、六五～六九年に六・八%と、全体として最も高く、「高度成長」期における主たる減税方法であった。朝鮮特需期には、最も大きな減税方法であったが、「高度成長」期には比重は大きく増加せず、むしろ減少傾向を示して

いる。しかし、このことは諸引当金が縮小される一方であったことを意味するのではなく、むしろ諸引当金は、一九五七〜八年の一定の整理縮小の後には、量的には増大⁽²⁾⁽³⁾しているのであり、その増大を上回って、税率引下げによる減税措置が強められたということが言えよう。

耐用年数の改訂は、一九六一年に機械設備について二〇%短縮されたのをはじめ、一九六四年に同じく一五%、さらに一九六六年には建物の耐用年数が一五%短縮された。それぞれの年における耐用年数改訂による減収額は表Ⅰの通りであるが、税率の場合と同様に、改訂の年度にのみ減収が生じるのではなく、改訂後各年にわたって同じ割合で減収が行われるのであるから、このことを考慮して計算すると、表Ⅱのように、一九六五〜六九年には、税率引下げによる利益増と並んで最も大きな減税方法となっていることがわかる。

また、朝鮮特需期と「高度成長」期を通じて法人の受取配当益金不算入による減収が、常に一定割合で推移している。

第三の時期は、一九七〇年以降の「低成長」と言われる局面であるが、この期の企業減税の特徴は、税率の一定の引上げによる税率を通じる企業減税割合の低下と、損益計算を通

じる減税方法の比重の顕著な増大である。表Ⅱによると、税率引下げによる利益増は、六・八%から五・六%へ低下し、諸引当金による利益増は三・六%から四・六%へと増大しているのである。

以上のような時期区分とその時期の企業減税の諸特徴は、日本資本主義の発展によって規定されているものであるがゆえに、次に、現代日本企業税制と日本資本主義との関係を解明しなければならぬ。

(1) 配当軽減措置は株式資本の充実を図るために導入されたものであるが、その目的は必ずしも達成されてはいない。なぜなら、支払配当部分に対する税率を三八%から二八%へ、約七五%圧縮した分だけ、配当控除率を二〇%から一五%に、そして受取配当の益金不算入の割合を一〇〇%から七五%にしたのであり、したがって、支払会社に有利な分だけ配当を受けとる法人および個人の投資家には不利となったからである。この措置は、株式資本の充実のための措置にはならなかったが、企業にとって、税率引下げによる内部留保充実としての意義はあったものと考えられる。

(2) 「その(租税特別措置……筆者)整理合理化が進められてきているが、その反面その時々々の経済的要請に応ずる新規措置の創設が行われている。」(税制調査会『今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり

方]についての答申及びその審議の内容と経過の説明』一九六四年二月発行、二〇七ページ)。

(3) 一九六〇〜六四年の時期から一九六五〜六九年の時期への諸引当金による利益増の比重の増大は、一九六四年の貸倒引当金と退職給与引当金の本税への組み入れによるところが大きいと思われる。特別減税と一般減税との対比によって、この本税への組み入れの問題を論じている研究として和田八束氏の「租税特別措置の形成と展開過程」、前掲『現代租税論』があげられる。

第二節 企業減税と日本資本主義

朝鮮特需期から「高度成長二期を経て」低成長二期へいたるまでの企業減税形態の変化が、いかなる日本資本主義の発展によって規定されているかを解明することが本節の課題である。

すでに述べたように、朝鮮特需期においては、税率による減税よりも損益計算を通じる減税に重点が置かれていた。それに対して、高度成長期には、税率引下げが主たる減税方法であり、諸引当金等は、増大しているものの構成比では税率による減税に及ばない。また耐用年数改訂による利益増が特に一九六五〜六九年に増大している。このような朝鮮特需期から「高度成長」期への減税形態の変化は、何よりも、両時

期の主力工業構成の相違によって規定されているものと考えられる。

「高度成長期」は、言うまでもなく、すぐれて鉄鋼・石油化学・機械工業等の素材重化学工業独占と組立型工業独占の強蓄積の過程であったが、朝鮮特需期には、それらの重化学工業資本が強蓄積を遂げる段階にはいまだ至っておらず、繊維工業等の非重工業中心の蓄積であった。このことを利益額についてみると、表Ⅲのように、一九五〇〜五四四年の時期には、経常利益金の合計額が繊維工業で八一〇億円、製造業全体の二六・七%を占めており、最も利益額が高かったと言える。これに対して、鉄鋼業では二九〇億円で九・五%にすぎなかったのである。一九五五〜五九年度の時期には、鉄鋼業における利益額が一〇六四億円、全体の一七・二%で最も高く、次いで輸送用機械工業が続いている。また、一九六〇〜六四年、六五〜六九年のいずれの時期にも輸送用機械工業と鉄鋼業の比重が高く、繊維工業は最も利益額の低い工業の一つになっているのである。

このように、両時期には、主力工業構成において大きな差異がみられるのであるが、政策の中心は、いずれの時期におい

表Ⅲ 経常利益金の推移（億円、%）

	1950～ 1954	55～59	60～64	65～69	70～74
製 造 業	3,039	6,174	13,738	28,035	41,179
鉄 鋼 業	290	1,064	2,008	4,395	5,915
化 学 工 業	365	679	1,612	3,543	5,765
輸 送 用 機 械	243	900	2,822	5,500	8,946
織 維 工 業	810	784	1,190	1,898	2,056
食 料 品 工 業	228	402	709	1,009	1,515
対前5年比		55～59/ 50～54	60～64/ 55～59	65～69/ 60～64	70～74/ 65～69
製 造 業		2.03	2.23	2.04	1.47
鉄 鋼 業		3.67	1.89	2.19	1.35
化 学 工 業		1.86	2.37	2.20	1.63
輸 送 用 機 械		3.70	3.14	1.95	1.63
織 維 工 業		0.97	1.52	1.59	1.08
食 料 品 工 業		1.76	1.76	1.42	1.50
構 成 比					
製 造 業	100.0				
鉄 鋼 業	9.5	17.2	14.6	15.7	14.4
化 学 工 業	12.0	11.0	11.7	12.6	14.0
輸 送 用 機 械	8.0	14.6	20.5	19.6	21.7
織 維 工 業	26.7	12.7	8.7	6.8	5.0
食 料 品 工 業	7.5	6.5	5.2	3.6	3.7

（注）三菱経済研究所「企業経営の分析」（各年度下期）より筆者が作成。

めの基盤が形成されるのである。

朝鮮特需期における日本開発銀行による四大重点産業投資は、電力・海運・鉄鋼・石炭をあわせると、一九五一年度には一三八億円・五二年度二九八億円・五三年度七三七億円に達し、同銀行による総産業投資のそれぞれ六七・四%、六九・八%、八八・七%を構成しているのである。⁽¹⁾

企業減税はこのような財政金融政策の一環として行われ、したがって減税の重点は重工業資本に置かれたのである。朝鮮特需期において、利益額が相対的に低位な重工業資本に

ても重工業ないしは重化学工業にあったと言える。

戦後日本資本主義は、朝鮮特需期を契機として著しく発展し、鉱工業生産は一九五五年に戦前・戦中を通じる最高水準を突破するにいたるのであるが、この期の資本蓄積は、全体として、織維工業等の非重工業部門中心であって、重工業部門では、財政・金融等の政府の政策のもとに独占形成が行われ、一九五五年以降の本格的な重化学工業資本の強蓄積のた

対して、より多くの減税を行うためには、税率による減税は

利益額の高い工業に相対的に高い減税となるのであるから、課税所得算定機構を通じる減税でなければならないのである。すなわち、重工業における実質的利益金の損金算入率を他の産業に比してより高くすることによって、全体としての重工業における減税割合を高めること、このことが、この時期に損益計算を通じる減税に重点が置かれたことの原因であ

る。

表Ⅳは鉄鋼業と繊維工業における企業減税額の推移を示しているが、一九五〇～五四年には、利益額は鉄鋼業において三十一億円、繊維工業において八四七億円と後者の方が多額にのぼっているのであるが、諸引当金による利益増の利益金に占める割合は、鉄鋼業六・八%、繊維工業四・四%と前者の方が高くなっているのである。これは、諸特別措置による

実質的利益金の損金算入率が繊維工業よりも鉄鋼業の方が著しく高いことによるものである。このように、朝鮮特需期においては、重点工業である重工業の利益額が低いがゆえに、損益計算を通じる減税によって、重工業に対して高い減税が行われたのであるが、「高度成長」期には、重化学工業資本そのものが高利潤の体制を形成しているので、税率引下げによって、重化学工業資本に対して相

表Ⅳ 鉄鋼業と繊維工業における企業減税の構成

	鉄 鋼 業					繊 維 工 業				
	1950～1954	55～59	60～64	65～69	70～74	1950～1954	55～59	60～64	65～69	70～74
經常利益金+減税額	311	1,157	2,447	6,073	8,576	847	808	1,427	2,486	3,124
税引下げによる利益増		32	176	434	447		21	90	189	213
耐用年数改訂による利益増			161	630	1,433			89	303	508
特別減価償却による利益増			(2)	515	270			(1)	48	34
諸引当金による利益増	21	37	24	110	422	37	—	51	46	179
プレミアム無税による利益増		24	76	7	89		3	6	2	134
經常利益金+減税額	100.0	2.8	7.2	7.1	5.2	100.0	2.6	6.3	7.6	6.8
税率引下げによる利益増			6.6	10.4	16.7			6.2	12.2	16.3
耐用年数改訂による利益増			(0.1)	8.5	3.1			(0.1)	1.9	1.1
特別減価償却による利益増			1.0	1.8	4.9	4.4	—	3.6	1.9	5.7
諸引当金による利益増	6.8	3.2	1.0	1.8	4.9	4.4	—	3.6	1.9	5.7
プレミアム無税による利益増		2.1	3.1	0.1	1.0		0.4	0.4	0.1	4.3

(注) 表Ⅲに同じ。

減税を行うことが可能となったのである。

表Ⅳによると、一九五五年から一九六九年まで、全体としての減税額の割合は鉄鋼業の方がわずかに高い

が大きな差異はなくなっている。しかし、利益額そのものが鉄鋼業において巨額にのぼっているがゆえに、減税の額そのものは、鉄鋼業の方が著しく高くなっているのである。このことは、重化学工業資本の高利潤の体制が形成されることによって、同じ税率引下げでも、重化学工業資本に相対的に大きな減税となることを示しているのである。また、素材重化学工業資本における巨大装置体系の存在は、耐用年数改訂による素材重化学工業資本に対する減税を著しいものとした。

朝鮮特需期から「高度成長」期への重化学工業資本中心の企業減税は、利益の資本への再転化、とりわけ、巨大な固定資本への再転化において大きな意義を有していたとすることができる。

朝鮮特需期から「高度成長」期への企業減税形態の変化は、重化学工業資本の蓄積段階によって規定されているのであるが、重化学工業資本の強蓄積の過程は、同時に独占資本集団の集中の過程であり、受取配当益金不算入の措置は、その独占資本集団の集中を促進する一つの槓杆となったのである。

鉄鋼・石油化学等の重化学工業独占は、巨大な固定資本を有しており、また、その強蓄積と産業構造の高度化は、巨大

固定資本投資を核としているがゆえに、資本規模の巨大化を必然的にする。戦後日本においては、間接金融方式が優位を占め、金融機関借入等の他人資本割合が高くなっているが、他人資本の割合の高さそのものは、一定の自己資本の高さを前提とするのであり、そのことなくして他人資本比率の増大はありえないのである。この資本規模の巨大化は、株式発行が株主割当によっており、その株主割当が法人間を中心として行われるがゆえに、法人間の株式持合比率の増大としてあらわれてくるのである。

表Vは所有者別株式分布状況であるが、一九五〇年から一九七〇年にいたるまで、一貫して法人の持株比率が増大し、特に金融機関を通じる持株比率が増大している。この法人の持株比率の高さと、「高度成長」期における比率の増大が、受取配当益金不算入の措置を一つの槓杆として、独占資本集団の集中を一層促進したのである。

朝鮮特需期および「高度成長」期においては、企業減税は総体として、利益の巨大固定資本への再転化において大きな意義を有していたのであるが、「低成長」期にいたり、その役割は一定の変化を遂げるのである。一九七〇年以降日本資

表V 所有者別株式会社分布状況

(年度末現在, 日本, 単位: %)

		1950	1955	1960	1965	1970
政府・公共団体		3.2	0.4	0.2	0.2	6.3
法人	関託社	12.6	19.5	23.1	25.6	32.3
	機信会	—	4.1	7.5	5.1	
	融資会	11.9	7.9	3.7	6.1	1.2
	証券その他国内	11.0	13.2	17.8	17.3	23.1
	外国法人計	—	1.5	1.1	1.6	3.0
個人	35.5	46.2	53.2	55.7	59.6	
個人	他人計	61.3	53.1	46.3	43.9	39.9
	その他	—	0.3	0.3	0.2	0.2
個人	61.3	53.4	46.6	44.1	40.1	
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 宮崎義一著『寡占』1972年発行, p.28 より。

本主義は、一九七三年を除き、それまでの「高度成長」期に比べて生産の伸びにおいて著しく低下し、一九七四年にはマインナスに転じ、この局面が戦後日本資本主義の構造的矛盾の顕在化の過程であると広く認識されるにいたっている。利益金においても、表Ⅲのように、一九七〇～七四年においては、

現代日本企業税制の諸要因(藤岡)

対前五年比において、それまでの時期を全体として大きく下回っている。この時期は一九七三年の高利潤の時期を含んでおり、またそれまでの時期に比べて物価上昇が著しいのであるから、この時期には、対前五年比において一層の実質的低下があったものとみられる。

このような戦後最大の不況局面の中で、独占資本は、省力化投資による「合理化」、所得政策の一環として、社外流出の圧縮、とりわけ貸金抑圧によって高利潤の体制を維持しようとするのであるが、このための一つの手段が利益の過小算定機構の活用であり、利益過小算定機構が社外流出の圧縮、貸金抑圧の手段としての意義を強めることになるのである。一九七〇～七四年における製造業の経常利益金は四一、一七九億円であるが、それに利益過小部分⁽²⁾を加えると六三、〇七二億円になる。したがって六五・三％に利益が過小算定されているのである。

「低成長」局面におけるこのような所得過小算定機構の意義の増大は、税制に変化がなくなるとも、利益率が一定低下することによって、利益金に占める利益過小部分の増大という形であらわれてくるが、損益計算を通じる減税の額そのものが

六九(七八一)

増大すれば、その賃金抑圧の手段としての意義はますます大きくなると言える。このようなことであるから、「低成長」局面では、税率による減税よりも、損益計算を通じる減税にその重点が置かれることになるのである。このことが、一九七〇〜七四年において、税率が一定引上げられたことにより税率を通じる減税割合が減少傾向を示し、逆に諸引当金による利益増の割合が増大傾向を示していることの要因である。

もちろん、固定資本投資は利益増加率の低下または利益額そのものの低下に遅れて減少がはじまるのであるから、固定資本へ再転化するという減税の意義が皆無になつたわけではない。問題となるのは、利益増加率または利益額そのものの低下の結果、しかも、一九七四年以降の総需要管理政策を切掛とした減量経営の一環として、損益計算を通じる減税措置が、賃金抑圧としての意義を著しく強めることである。

以上述べてきたように、現代日本企業税制は、日本資本主義の発展段階によって、その形態と意義を変化させられてきたのであるが、基本的に貫かれているのは内部蓄積の優遇であり、その形態としての低法人税率と損益計算を通じる減税である。これらの基本的性格と形態は減価償却による措置を

除けば、すでにシャープ勧告に端緒として存在するのである。税率については、特に、一九六一年の配当軽減措置の導入に際して、法人擬制説に基づいて二重課税の調整を株主段階から法人段階に一部移しかえたこと、未来費用の引当てについては、一九六四年に貸倒引当金を全額洗替え制度にし、評価性引当金になったという理由で本税に移しかえたことが、シャープ勧告の貫ぬかれていることを示すものである。とは言え、一度、「勧告」の論理に立ち帰り、その後再度、「勧告」がいかに現代日本企業税制を規定しているかについて述べることにする。

(1) 『日本開発銀行一〇年史』一九六三年発行、七一ページ。

(2) ここで利益過小部分と述べたのは、耐用年数改訂による減価却額の増加額・特別減価償却引当金の増減額・特別減価償却引当金を除く諸引当金の増減額・及び資本準備金の増減額の合計である。

第二章 シャープ勧告の歴史的意義と現代日本企業税制

第一節 体系性・公平・合理性の「勧告」における崩壊と資本蓄積

シャープ勧告の歴史的意義づけについての支配的な見解は、朝鮮特需期および「高度成長」期の租税構造をシャープ勧告の崩壊過程として位置づけているのであるが、その見解は、「勧告」そのものが、極めて体系的な税制であり、合理的、公平な税制であるという認識を基礎としている。したがって、「勧告」がいかに現代日本企業税制を規定しているかを考察するには、その前提として、「勧告」の論理構造とそのもの合理性、公平について論究しておかなければならない。

一 法人擬制説と内部留保

法人擬制説は、株式会社の初期の発展形態、すなわち、いまだレントナー化しない比較的小数の出資者によって構成された企業体としての株式会社を反映している。そこでは後に至ってみられるような資本的株主と大衆的株主の顕著な分裂もなく、したがって、資本的株主の委託を受けた機能資本家たる経営管理層の存在もない。この時期における株式会社利潤は、そのまま株主の所得としての性格を基本的にもっており、それゆえ、株式会社の計上利益の処分の方法は、計上された利益の大半むしろ大部分が株式配当として分配されると

いう特徴を有している。株式資金が追加資本の主な源泉であるがゆえに、利益留保も配当政策の手段であって、限られた期間内に配当として分配される傾向が大きいのである。これに対して、規模・生産活動において支配的な現代の株式会社においては、大株主に代表される資本的株主層とレントナー化しつつある多数の大衆株主層の分裂が形成されているのであるが、資本的株主の委託を受けた機能資本家たる経営支配層が、一般株主に対して独自の位置を占めるにいたっている。この段階では、配当は社外流出のごく一部に限定され、配当の利子化傾向が顕著となるが、その反面として、独占利潤を反映して、社内留保が増大する。この社内留保は、もはや一定の期間内に配当として配分されるものではなく、資本へ再転化される自己蓄積部分を形成しているのである。⁽¹⁾この社内留保の存在こそが、法人の株主に帰属できない独自の活動を最も端的に表わしているのである。

したがって、この内部留保をいかに捕捉するかということ、現代の法人に法人擬制説を適用する場合、最も重要な課題の一つとなるのであって、それができない時には、法人擬制説そのものが崩壊せざるをえないことになるのである。

(1) 加藤睦夫「法人課税の発展史的考察」『立命館経済学』第十五卷第五・六合併号、参照。

二 「勧告」の体系性とキャピタル・ゲイン課税

シャープ勧告は、法人擬制説に基づいて、法人税と個人所得税の関係が一応の首尾一貫した体系を有しているのであるが、その中核はキャピタル・ゲイン課税であり、それが内部留保を捕捉できるという論理によって、法人擬制説が徹底されるという構造をもっている。したがって、キャピタル・ゲイン課税が法人の内部留保を捕捉できるものでないならば、シャープ勧告の体系性そのものが崩壊することになるのである。

キャピタル・ゲイン課税が法人の内部留保そのものを捕捉するものでないことは、すでに林栄夫氏や加藤睦夫氏によって証明されている通りである。第一に、株価の騰落の原因は、配当率の変化や利子率の変化など数多くあり、内部留保の増減によるものは、その原因のごく一部にすぎない。第二に、内部留保の増大が期待利益の増大のために株価に反映するとしても、内部留保の増大は株価上昇の媒介になるだけであり、

キャピタル・ゲインは内部留保そのものの転形ではありえないのである。問題となるのは、内部留保が一定期間後に配当として分配される場合であるが、その場合には、内部留保を反映してキャピタル・ゲインが発生するが、それが配当として分配された年にキャピタル・ロスが発生し、同時に、配当に課税される。したがって、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスとは相殺されるから、キャピタル・ゲイン課税は配当課税の前取り課税であり、将来配当として課税される内部留保を内部留保発生時点で捕えることになる(但し、これはキャピタル・ゲイン発生年に譲渡されるとした場合である)。しかしながら、内部留保が一定期間後に配当として分配されるといふ前提そのものが現代の株式会社には妥当しない。内部留保は、資本へ再転化される自己蓄積部分に相当するのである。

「勧告」において、キャピタル・ゲイン課税が法人の内部留保を捕捉するものではないということは、次の二つのことを意味する。第一に、キャピタル・ゲイン課税を中核とする法人擬制説によって体系化されたシャープ勧告の体系そのものが崩壊するということ、第二に、内部留保捕捉不能である

ことは、逆に言えば、内部留保優遇の税制を承認したことを意味するのである。内部留保の増大は、一方で法人税が低い定税率であることによって、他方で、未来費用の引当等の損益計算自由化によって保証されたのである。

(1) 林栄夫著『戦後日本の租税構造』一九五八年発行、参照。

(2) 加藤睦夫「租税」島恭彦・林栄夫編『財政学講座』第三卷、参照。

三 「勧告」の公平

企業課税の公平に関して、「勧告」が最も重要視しているのは、法人企業の個人株主と個人企業家とのバランスである。まず、法人の利益全部が配当される時には、法人税率三五%と個人の受取配当控除二五%との組合せは、五三%の限界税率の適用を受ける個人株主と課税前の法人利益の持分に等しい利益を有する個人企業主との租税負担率がほぼ等しくなるように定められている。だが、それだけでは内部留保を有する法人に有利となるから、法人の内部留保に対して利子附加税がもうけられている。利子附加税について「勧告」では次のように述べられている。

「例を挙げると一定の法人の株主が、税率五五%の階級区分で課

現代日本企業税制の諸要因 (藤岡)

税される所得を有するならば、原則として各株主は、その法人の利益に対してその五五%の税を現在負担すべきである。利益がすべて配当されるならば、実際その利益は五四・五%の税を負担するであろう。この五四・五%というのは、法人利益各一〇〇円に対する三五円の法人税に、配当として分配された六五円の五五%の個人所得税即ち三五円七五銭を加え、これから二五%の控除即ち一六円二五銭を差し引いたもの、即ち一〇〇円当り五四円五〇銭の全税額からなるものである。しかし法人が、配当の支払を延期するならば、当初支払う額は、僅かに三五円である。利益が後年になって配当として分配されるならば、一九円五〇銭の税金を追加して、支払われるべきであろうということには間違いない。しかし提案している利子附加税が課税されない場合には、この間、納税者と法人とが、この一九円五〇銭を實際無利子で使用したことになるのである。この場合、六五円の留保利益に対する毎年一%即ち毎年六五銭になる利子附加税の負担は、この一九円五〇銭の使用に対する一年三・三%⁽¹⁾をほんの僅か上廻る控目の利子負担を示すものである。」

このように、利子附加税は、内部留保に対して一定期間免除される税額の利子相当分にすぎないのである。しかも、「勧告」では一定期間後に、内部留保は配当として分配されることを前提にしているのであるが、現代の株式会社において、この内部留保は自己蓄積部分であり、決して一定期間後に分配されるものではない。したがって、内部留保が一定

期間後にも分配されないとすると、「勧告」の例は次のように変更される。すなわち、五五%の階級区分で課税される所得を有する法人の株主は、利益が全部配当として分配されるとすると、一〇〇円の利益に対して総計五四・五円の税額を負担することになる。しかし、その利益が全部留保されるとすると、三五円の法人税に、利子附加税が六五円の一%、すなわち六五銭、あわせて三五円六五銭が負担されることになる。したがって、利益が配当として分配される場合と内部留保される場合には、一〇〇円の利益に対して一八・三五円もの差が生じることになるのである。ところで、五五%の階級区分で課税される個人企業家は、一〇〇円の利益に対して五五円の税額を負担するのであるから、同じ一〇〇円の利益に対して、個人企業家と利益留保する法人では、大きな課税における不公平が生じることになるのである。この留保利益は、「勧告」では、結局、それが株価に反映し、譲渡される時に、キャピタル・ゲイン課税によって捕捉され、それによって、公平が保証されるしくみになっているのである。

だが、すでに述べたように、キャピタル・ゲイン課税による内部留保捕捉の論理は虚構である。それゆえ、シャウプ使

節団の主観的意図にもかかわらず、客観的には、法人株主と個人企業家との公平は「勧告」そのものの中で崩壊しているのである。公平の崩壊は、個人企業に比べての法人企業の優遇を意味するのであるが、このことは、法人税が配当に対する源泉課税であることによって根拠づけられた低法人税率が、内部留保捕捉不能によって、一層法人税減免の意義を増大させていることを意味するのである。⁽²⁾⁽³⁾

(1) "Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission", Vol. I, p. 109.

(2) 「勧告」は、個人所得税のところで、勤労所得者・農業所得者・個人企業家との公平を計っている（それによって大衆課税が軽減されたわけではない）のであるが、その目的は、脱税と独断的な更正決定が頻発する危機を回避し、税務行政の執行をより効果的に行うことにあったと言える。このことは法人企業と個人株主と個人企業家との公平の目的についても妥当なのであって、「いかなる租税制度もそれが公平なものでなければ成果を上げられるものではない」(“Report”, p. 10.)と述べているのは、そのことを端的に表現してると言えよう。

(3) 本稿では、「勧告」における公平の崩壊の根拠を内部留保優遇に求めたが、一定率の配当控除率も、二重課税の調整効果が低所得層には薄く高所得層には厚い、ということに帰着す

る(西野萬里「租税政策における公平性——個人所得税の、法人税との接点における問題点——」『明大商学論叢』第五卷第五号、一九七五年二月、参照)。

四 「勧告」の合理性

シャープ勧告が合理的税制の確立を目ざしたとする見解では、合理性とは、課税所得の正確な算定、すなわち、課税所得の過大算定と過小算定を同時に排除することであると理解されている。確かに、戦後復興期における企業経理は極めて混乱しており、例えば、棚卸資産の経理において、加重平均法しか認められていないにもかかわらず、不統一が多かったり、急速な物価上昇期にもかかわらず、期末の棚卸資産を評価減し、評価損を計上する制度が認められていたりした。それに対して使節団は、「近代会計理論」において認められている方法の中で選択を認め、選択後には大蔵省の認可がない限り一つの方法に一貫して従っていくことを強制し、評価減のような不合理な制度を廃止することを勧告したのである。このことは、「勧告」における課税所得算定機構が「合理的」であるかのような外観を与える。しかしながら、問題は、棚

卸資産・減価償却・修繕費等の経理方法に一定の幅が認められるということは、キャピタル・ゲインが全額課税されていることをなによりも前提とするということである。

「譲渡所得が全額課税され、減価償却、修繕および棚卸資産の記帳がなされている全部の資産の基礎に対して適当な調整がなされる限り、これらの経理方法の変更は、所得が申告される時期の変更を含むに過ぎないのであって、決して総額における変更ではない。従って一定の幅が、これらの項目の経理方法においては、認められてもよい。もしも譲渡所得が、全額課税されないならば、これらの事項に対する制限は、遙かに嚴重であることを必要とするであろう。」⁽²⁾

すなわち、「近代会計理論」で認められている経理方法の選択は、必然的に、所得算定における一定の幅、特に過小算定を認めることになるのであるが、キャピタル・ゲインが全額課税されている限り、過小算定による内部留保の増大は捕捉されうることになるのである。ところが、キャピタル・ゲイン課税によって内部留保が捕捉されるといふ論理は虚構であるから、客観的には、「勧告」は、「近代会計理論」において認められている限りでの一定の所得過小算定を承認したこ

となり、そのことによって、「勧告」のもつ所得算定における合理性は分断され、崩壊するのである。

(1) 「経理方法の合理的運用による課税所得の正確な算定という目的、より詳しくいえば、資本の減耗をもちらすおそれのある課税所得の過大算定機構、および企業に特権的な優遇措置を付与しがちな課税所得の過小算定機構を、同時に排除するという目的は、減価償却のほか、資産再評価、棚卸資産評価、課税所得の期間平均計算（欠損の繰越しおよび繰戻し）などを取扱った『シャープ勧告』第二編第七章で最も強調されている。」（宮島洋「シャープ改革の評価——企業税制について——」林健久・貝塚啓明編『日本の財政』一九七三年発行、二三八ページ）

(2) "Report", Vol. II, p. 140-141.

五 「勧告」の基本的性格

以上のことよって明らかにされたことは、シャープ勧告は、法人の内部留保の優遇を承認しているがゆえに、その体系性・公平・合理性において、極めて不徹底であり、「勧告」内部にすでに体系性・公平・合理性が崩壊する契機をもっていたということである。

最後に、「勧告」における法人擬制説の論理的帰結として

の法人の受取配当益金不算入の措置について検討しておこう。この措置は、法人の受取配当がその配当を受けた法人の課税所得に含まれるならば、「一法人が他の法人の株式を所有する場合には、一つ以上の仲介的法人を経由することなく利益の配当が最終の個人たる株主に直接行われる場合よりもより重い税を課せられること」⁽¹⁾ になるという理由で設けられたものである。いわば、法人税を個人所得課税の源泉課税とみなし、二重課税を廃除する体系の論理的帰結とすることができると、この場合も、やはり法人利益が全額配当されることを前提にしている。なぜなら、法人の受取配当が全額法人または個人に分配される場合、法人の利益がいくつかの仲介的法人を経由するとしても、終局的には全額個人の分配されることになるからである。その場合には、法人の受取配当を益金不算入にすれば、利益をあげた最初の法人に対する法人税と最後に分配された個人に対する個人所得税（配当控除を含む）が課税されることになり、二重課税は廃除されることになるのである。

しかしながら、現代の株式会社形態においては、一定の利益金（受取配当を含む）が自己蓄積部分として内部留保される

のであるから、このことを前提とすると、法人受取配当は必ずしも配当として他の法人や個人に分配されず、一定額は必ず内部留保されることになる。この場合、受取配当を損益に算入すると、その内部留保部分には課税されないから、他の法人や個人に分配されて最終的に個人所得税が課せられる場合よりも、軽い負担で済むという結論に達するのである。このように、法人間配当の益金不算入の措置は、低税率と近代会計理論の導入と同様に、内部留保優遇の措置の一つであると言える。

本節において、「勧告」の体系性・公平・合理性について検討してきたのであるが、その結論は、「勧告」内部に体系性・公平・合理性を崩壊させる契機がすでに存在したということであった。このことは逆に言えば、シャープ勧告の基本的性格は、内部留保優遇を認めた法人擬制説であるということができる。

(一) "Report", Vol. I, p. 121.

第二節 現代日本企業税制の諸要因とシャープ勧告の意義

一 シャープ勧告の基本的性格と歴史的意義

現代日本企業税制の変化を基本的に規定したものは、第一⁽¹⁾に、法人の内部留保優遇を認めた法人擬制説としてのシャープ勧告である。すなわち、そのようなものとしての法人擬制説がその後の企業税制に基本的に貫徹されているのである。その具体的な形態は、主として、低法人税率と「近代会計理論」による損金概念の拡大、および法人の受取配当益金不算入の措置であったと言える。

それまでの企業税制は、一九四〇年の法人税独立以来、資本金額に対して課税するなど、基本的に法人实在説に立っていた。資本そのものに対する課税は一九四八年に廃止されたが、資本金を基準としてそれを超過する所得に対して課税する超過所得税は存続された。また、所得算定については、内規で極めて厳格に規定されており、⁽²⁾ 未来費用の引当ては認められず、貸倒引当金も、現実の貸倒が生じた時にはじめて損金に算入することが認められたのである。

このような特徴をもつ企業税制に根本的な変革をもたらす契機となったのがシャープ勧告であり、それ以降、内部留保優遇を認めた法人擬制説が貫徹されているのである。法人税

は配当に対する大ざっぱな源泉課税であるがゆえに、税率の決定は技術的問題となり、一定の幅の中で上下させることができる。そして、法人税率が大きく引下げられる時には、それに応じて配当控除率を一定引下げれば良いということになるのである。一九六一年の支払配当控除措置の導入にとまらう、配当控除率の引下げと法人受取配当益金不算入率の引下げは、法人擬制説に基づく二重課税の調整を株主段階から法人段階に一部移し替えたものであった。もう一つの内部留保優遇の措置は「近代会計理論」の範囲内での損益計算の自由化であり、まだ端緒にすぎないとしても、貸倒準備金などの未来費用引当の措置がはじめて導入されたことである。この措置は日本資本主義の発展に規定されて、「近代会計理論」の全面的な導入という形で拡大されるのである。最後に、法人受取配当益金不算入の措置は、法人擬制説に基づいて導入されたものであるが、すでに述べたように、この措置による内部留保優遇が、「高度成長」期における独占資本集団の集中を一層促進したのである。

(1) ここでの現代日本企業税制の諸要因についての叙述の順序は、序章でのその順序と逆になっているが、それは、第二章第一節がシャープ勧告の基本的性格と形態の論述に重点が置

かれているからに他ならない。

(2) 松隈秀雄監修、日本租税研究協会著『戦後日本の税制』七七ページ参照。

二 税制形態と日本資本主義

現代日本企業税制は、内部留保優遇を認めた法人擬制説としての性格を基本的に有しているのであるが、そのことは具体的な税制形態が、シャープ勧告以降変化のないことを意味するのではない。基本的性格は貫ぬかれていても、そのとる形態は日本資本主義の発展に規定されて変化するのである。実際、シャープ勧告における企業税制と今日の企業税制は、その形態において異なる部分を数多く有すると言って差しつかえない。だが、その形態においても、税率による減税、「近代会計理論」による損金概念の拡大、法人間配当益金不参入については、資本蓄積の発展によって、その意義と内容を一定変化させながらも、基本的に貫ぬかれていてと考えられるのである。朝鮮特需期・「高度成長」期・「低成長」期における企業減税の特徴とそれを規定している日本資本主義の諸特徴についてはすでに述べたので、ここでは、シャープ勧告が発表された当時の資本蓄積の特徴に焦点をあてつつ、シャウ

「勸告」の税制形態が、いかにそれに規定されていたかを考察しておきたい。⁽¹⁾

資本蓄積の発展段階を、戦後復興期の中でシャープ勸告が発表される前年まで（一九四五～四八）と、「勸告」が発表された年（一九四九）、及び朝鮮特需期以降（一九五〇～）に分け、それぞれ、利益率と固定資本投資を中心にその実態を考察すると次のようになる。まず第一の段階では、利益率は極度に低く、多くの産業で赤字をかかえており、したがって拡大再生産を保障するためには、復金等からの赤字融資が巨額にほった。また、固定資本投資は、全体の中で比重が小さく、固定資本投資そのものについても、繊維工業等の一部を除けば、その多くが修繕支出にあてられていた。このような段階では未来費用引当てを通じる減税そのものの意味が極めて小さく、利潤の資本への再転化における減税の役割も小さかったと言える。

「勸告」が発表された一九四九年には、全体としては、資本蓄積は戦後復興期の特徴をもっているのであるが、その中でも利益率は一定の上昇を示している。この利益率の一定の上昇は、資産再評価を可能とし、また一定の範囲内での損益

現代日本企業税制の諸要因（藤岡）

計算を通じる減税を可能ならしめたのである。「勸告」では、

「近代会計理論」による損金概念拡大の措置として、主として、棚卸資産の経理の自由化、修繕費の経理区分、貸倒準備金の創設を提案しているのであるが、棚卸資産に対する投資の比重が高く、設備投資も、一部の産業を除いて、ほとんど修繕支出に向けられている状態の中では、棚卸資産の経理の自由化、修繕費の経理区分を通じる損金概念の拡大、また、間接金融方式が定着しようとしている中で、貸倒準備金の創設は、極めて大きな意義をもっていたのである。しかしながら、その後の朝鮮特需期からみるならば、いまだ利益率も極めて低く、「合理化」投資も行われていない段階であり、損益計算を通じる減税は極めて制限されていたと言える。なぜなら、そのような段階では、損金概念の大幅な拡大を認めたとしても、利益率が極めて低下するか、または赤字を増大させるのであり、帳簿上赤字が増大すれば、株価の低落など、資本蓄積の他の部面で制約とならざるを得ないからである。このことが、「勸告」において、「近代会計理論」がはじめて導入されるという大きな意義にもかかわらず、「近代会計理論」の具体的内容の提案において極めて限定されていたこと

七九（七九一）

の一つの理由である。

朝鮮特需期をむかえ、利益率が急上昇する中で、「近代会計理論」を通じる全面的な減税の条件ができ、それを通じて「合理化」投資などの巨大固定資本投資が可能となったのである。朝鮮特需期以降の企業税制の変化とそれを条件づけた日本資本主義の発展については、すでに第一章で述べた通りである。

(1) 詳しくは、拙稿「シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積」『立命館経済学』第二五卷第二・三号、一九七六年八月、を参照されたい。

第三節 む す び

本稿で課題としたことは、現代日本企業税制の諸要因の解明であるが、筆者はその諸要因を、日本資本主義の発展とシャープ勧告の二つに分けて考察した。日本資本主義の発展は、内部留保優遇を認めた法人擬制説というシャープ勧告によって確立した戦後日本企業税制の基本的性格がとる具体的形態の変化を規定するものであった。

この日本資本主義の発展との係りで日本税制を研究する方

法は、ともすれば、これまでの税制研究において忘れられがちな方法であったが、その方法によって、戦後復興期から、朝鮮特需期を経て「高度成長」期へ至り、現代の「低成長」の局面までの税制形態が、なぜ、どのようにして変化してきたかを明らかにすることができた。とりわけ重視しなければならぬのは、基幹産業の発展との係りである。シャープ勧告は、当時の資本蓄積の水準に照応した、いくつかの資本蓄積税制を提案し、「近代会計理論」による減税方法をはじめ、日本に導入した。しかしながら、その内容は、利益率が低く、固定資本投資も低位な水準にあったがゆえに、限られた範囲内に限定されざるを得なかった。朝鮮特需期にいたり、利益率が急上昇し、また「合理化」投資も活発に行われるようになり、それに照応して減税方法も拡大されるのであるが、その時期の資本蓄積の中心が繊維工業であったがゆえに、基幹産業に相対的に多額の減税を行うために、損益計算を通じる減税が主たる減税方法となったのである。「高度成長」過程は、すぐれて重化学工業資本の強蓄積の過程であったが、そのため、税率を通じる減税方法によって、高利潤の体制を構築した重化学工業資本に対して相対的に多額の減税を行う

ことが可能になった。また、重化学工業資本の巨大装置体系の存在は、減価償却、特に耐用年数改訂による減税措置の意義を増大させた。このような基幹産業の発展は、社会的総再生産過程における産業構造の高度化を意味し、このことは資本規模の巨大化と、独占資本集団の集中としてあらわれてくるのであるが、法人間配当益金不算入の措置は、独占資本集団集中の一つの槓杆であったと言える。「高度成長」から「低成長」への転換は、利潤の固定資本への再転化に主要な意義を有していた減税による内部留保増大の措置に、一定の変化をもたらした。「低成長」期には、所得過小算定の機構が、賃金抑圧、社外流出抑制の機能をこれまで以上に強くもつようになるのであるが、このことが「低成長」期に、税率よりも損益計算による減税が重視されることの理由である。

日本資本主義の発展によって規定された企業税制の変化は、内部留保優遇を認めた法人擬制説というその基本的性格がとる形態であるが、その基本的性格とともに、その形態についても、税率による減税、「近代会計理論」による減税、法人受取配当益金不算入の措置については、すでに端緒としてシヤウブ勧告に存在したのである。